

「関税定率法等の一部を改正する法律案」について

平成 21 年 1 月
財 務 省

1 . 法律案の概要

(1) 税関における水際取締りの充実・強化

偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加する。
保税蔵置場（外国貨物を置くこと等ができる場所）等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加する。

(2) 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充

AEO制度（国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る通関手続の特例制度）の対象に、貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた製造者を追加する。

AEO: Authorized Economic Operator（認定事業者）

(3) 個別品目の関税率の改正

けんぼうし けんぼうちゅうし

絹紡糸及び絹紡 紬 糸の基本税率を無税とする。

絹紡糸及び絹紡紬糸:生糸を製造する際の副産物を紡績した糸

(4) 暫定税率等の適用期限の延長等

暫定税率(415 品目)等の適用期限を平成 21 年度末まで延長する。
牛肉に係る緊急措置の特例措置を平成 21 年度末まで延長する。